

4. 農業鑑定競技会（案）

農業鑑定競技会は、教科の学習や学校農業クラブ活動で身に付けた農業に関する知識・技術を活用し、鑑定・判定・診断・審査・計算等によってその実力を競い合うことにより、職業人として必要となる実践的な資質・能力を高めることを目的とする。

1 競技内容

- (1) 本競技は、個人競技である。
- (2) 競技実施の分野は次のとおりとする。

1. 作物	2. 野菜	3. 果樹	4. 草花	5. 畜産
6. 食品	7. 森林	8. 農業土木	9. 造園	10. 生活

- (3) 出題範囲は「0. 共通」および(2)の分野ごとに示された出題範囲とし、農業科の各科目（分野「10. 生活」においては家庭科を含む）における学習の範囲内で解答できるものとする。
- (4) 「0. 共通」の問題は、原則として全ての分野で同一の問題とする。また、「0. 共通」の出題範囲と各分野の出題範囲が関連している場合には、「0. 共通」の出題範囲から各分野の専門の問題を出題できることとする。
- (5) 出題の範囲に掲載されている語句に関する学習において重要なものであり、かつ当該年度教科書目録に掲載されている教科書、および文科省の通知に即した補助教材(副教材)に記載されている場合には、本基準に掲載されていない語句であっても出題できるものとする。
- (6) 出題は、展示品（実物または写真画像等）に関してその名称や用途、特性、分類、方法、手段、関連性等について問うものとし、鑑定・判定・測定・診断・審査等によって解答する。また、特別な事情がある場合を除き、展示品に直接触れることは不可とする。
- (7) 名称や判別のまぎらわしいもの、展示に危険性や刺激臭等を伴うもの、著しく地域性が高いもの等の出題は避けることとする。
- (8) 問題数は40問とし、そのうち25問を三者択一式、他15問を記述式とする。各分野とも、記述式問題のうち最終の2問を計算問題とする。1問当たりの解答時間は20秒、計算問題は40秒とする。1問1点として採点する（計40点）。
- (9) 法令改正等により、出題範囲に示された語句や制度の名称等に変更があった場合には、適宜本実施基準に修正を加え、日連ホームページ等においてその内容を通知する。
- (10) 当該年度の競技実施分野、出題数、出題の範囲、その他競技実施上の重要な変更点がある場合には、原則としてその内容を前年度の秋季代議員会において決定することとする。

2 選手

- (1) 各単位クラブにおける競技出場者の人数は、農業に関する学科においては、募集学級数を上限とする。総合学科においては、1系列等当たり1名までとする(※補足説明①)。
- (2) コース制（専攻・類型等）を採用している学科については、参加申込時の申告および大会事務局の判断により、コース等の数を上限として出場できるものとする(※補足説明②)。
- (3) クラブ員の学びの実態を踏まえたうえで、選手が所属する学科やコース等に関わりなく、どの分野にも出場できるものとする（※補足説明③）。

3 競技方法

- (1) 全国大会の実施要項は、大会事務局が作成する。
- (2) 問題作成者、採点者、および審査員は、大会事務局が委嘱する。
- (3) 問題、問題の展示品、および解答用紙等の印刷物については、大会事務局が準備する。
- (4) 競技の開始および中断等については、実施委員長が判断し指示する。
- (5) 選手は1問おきに入場し、合図にしたがって分野ごとに設置されたレーンを移動しながら、問題番号の順に解答する。
- (6) 解答には、マークシートを利用する。択一式問題については選手がマークしたものを専用の機械で直接読み取り、採点する。記述式問題については、採点者が手作業により採点した後、正誤のマークをし機械処理を行う。
- (7) 選手は、解答用紙の問題番号に該当する欄に解答を記入する（マークまたは記述）。マーク位置の誤りやずれに関しては、考慮しない。
- (8) 競技を終了した選手は、係員の指示にしたがって速やかに退場し、再入場はできない。
- (9) 競技に関する質問は、競技開始前の指定された日時までに受け付けることとする。
- (10) すべての競技終了後、問題ならびに正答を公開する。また、出題に対する意見や感想等を受け付けるため、大会事務局の指定する方法によりアンケートを実施する。
- (11) 個人の得点は発表しない。また、解答用紙の返却も行わない。
- (12) 計算問題のため据え置く電卓の仕様等については、大会事務局が事前に出場者宛通知する。

4 解答上の注意

- (1) 記述式問題で単位を書くことが指示されている場合には、必ず記載すること。また、この場合において単位の記載がない解答については誤答とする。
- (2) 記述式問題においては、実施基準に記載されている表記により解答すること（※補足説明④）。
(例) いちご・莓 ⇒ イチゴ

5 その他注意事項

- (1) 競技中ならびに控室等における待機中は、すべて係員の指示にしたがって行動すること。
- (2) 立ち入りが制限されている区域などに進入したり、許可無く会場内外を撮影したりしないこと。
- (3) 競技中は、出場選手、役員、係および大会事務局の許可のある者以外は、競技会場ならびに控室に立ち入ることはできない。
- (4) 競技会場への筆記用具以外の持ち込みや、物品の貸借は一切認めない。
- (5) 不正行為や運営上のトラブルを防ぐ観点から、競技会場および控室への電子機器類（携帯電話・スマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチ等のウェアラブル端末、ミュージックプレイヤー、電卓等）の持ち込みは厳禁とする。
- (6) 示された注意事項やルールに反する行為等があった場合には、失格となることがある。

(農業鑑定競技会実施基準についての補足説明)

① 出場者数について

(ア) 農業に関する学科について

農業に関する学科の募集学級数を上限とする。

【例】都市農業科3学級・食品科学科2学級・畜産科学科1学級・環境緑地科1学級、生活科学科1学級の、計8学級の募集がある学校の場合、この学校の出場者数は8名が上限である。

また、この場合においては、以下【A】【B】【C】のいずれの例も可能である。

【A】都市農業科3名、食品科学科2名、畜産科学科1名、環境緑地科1名、生活科学科1名の、計8名

【B】都市農業科2名、食品科学科1名、畜産科学科3名の、計6名

【C】食品科学科4名の、計4名。

(イ) 総合学科について

農業に関する系列等(科目群)について、各系列等当たり1名を上限とする。

【例】生物生産系列、生活文化系列、環境科学系列がある総合学科では、それぞれの系列あたり1名、計3名までのクラブ員が出場できる。

② コース制(専攻・類型)の扱いについて

【例1】生産技術科1学級・土木緑地科1学級の2学級で、生産技術科に「園芸コース」と「畜産コース」が、土木緑地科に「農業土木コース」と「造園コース」がある学校の場合

⇒参加申し込み時にコース制の申告を行い、大会事務局が日連と協議のうえ認めた場合には、上限4名まで出場することができる。

【例2】総合学科の中に農業に関するコースが設置されている場合

⇒参加申し込み時にコース制の申告を行い、大会事務局が日連と協議のうえ認めた場合、認められたコース数の上限まで出場することができる。

③ 出場者の選考方法について

校内選考の内容や方法、出場分野の決定方法等については、すべて単位クラブの裁量によるものとする。

④ 出題範囲の表記や内容について

1) どの教科書にも記載がないが、当該項目の学習上必要と考えられる内容については、下線を引いたうえ掲載している(※本文1 競技内容(5)参照)。

2) () は「別名」を示しており、正答とする。

【例】ジンジャー(生姜、ショウガ)、コムギ(小麦)、エンジンオイル(エンジン油)

3) [] は基準に記載された語句の示す範囲が広範にわたる場合において、出題の範囲を限定していることを示している。

【例】ヨトウムシ類[ヨトウ、ハスエンヨウ]、加工油脂[マーガリン、ショートニング]